日本脳炎予防接種の特例対象者について

日本脳炎の予防接種は、接種後に重い病気になった事例があったことをきっかけに、平成 17 年 5 月から平成 21 年度まで個人通知を行いませんでした（いわゆる『積極的接種勧奨の差し控え』）。

その後、新しく開発されたワクチンが接種できるようになり、平成 22 年度から標準的接種対象者である 3 歳のお子さまに個人通知（積極的接種勧奨）を再開しています。 特例対象者及び対象年齢は次のとおりです。

生年月日	対象年齢
平成 7 年 4 月 2 日～平成 19 年 4 月 1 日に生まれた方	20 歳未満まで

《 特例対象者 》

特例対象者で日本脳炎の予防接種回数が不足している方は、母子健康手帳で必ず接種回数お及び接種間隔を確認して接種してください。

生まれた年	1期接種の通知時期	2期接種の通知時期
平成 15 年4月2日～ 平成 17 年4月1日に生まれた方	・平成 24 年度に1期接種の不足分の予診票を個人通知しています。	・平成 30 年度に個人通知をしています。
平成 17 年4月2日～ 平成 18 年4月1日に生まれた方	・平成 25 年度に1期接種の不足分の予診票を個人通知しています。	・平成 31 年度に個人通知をしています。
平成 18 年4月2日～ 平成 19 年4月1日に生まれた方	・平成 22 年度に1期接種の不足分の予診票を個人通知しています。	・平成 28 年度に個人通知をしています。

《 特例対象者以外の方 》

対象年齢　1期:7 歳6か月未満　2期:9歳～13 歳未満

生まれた日	1期接種 （通常は3歳で2回、4歳で1回）	2期接種 （通常は 10 歳で1回）
平成 22 年4月2日～ 平成 23 年4月1日に生まれた方	※定期接種の時期は終了	・令和2年度に個人通知をしています。 ※9歳以上 13 歳未満のみ接種可能
平成 23 年4月2日以降に 生まれた方	出生の届出時に配布の『吉野川市予防接種予診票綴り』の予診票を使用して、対象年齢の間にお受けください。 ※生後6か月から生後 90 か月に至るまでの間接種可能	出生の届出時に配布の『吉野川市予防接種予診票綴り』の予診票を使用して、対象年齢の間にお受けください。 ※9歳以上 13 歳未満のみ接種可能

問い合わせ先:吉野川市　健康推進課　TEL 0883-22-2268　FAX0883-22-2245